

 日本行政書士会連合会

平成28年12月25日発行 第530号 毎月1回25日発行

月刊 **日本行政**

2017 JAN

1

MONTHLY No. 530

会長年頭所感

総務大臣年頭所感

トップメッセージ

OSS対象手続の拡大に係る対応について

特集

行政書士が育むADRの意義

～ADR代理権取得についての考察～(その3)

「墓地、埋葬等に関する法律」実務上の留意点(その2)

これまでの入管業務の「常識」を打ち破り、
新たな専門的ステージに

～新時代の行政書士業務のあり方を考える～(その1)

改正建設業法等について(その1)

この冊子は、**宝くじ**の社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。



謹賀新年

号こそ、全国4万会員のチカラを合わせて

がんばろう日本!
がんばろう
東北!

行政書士は震災復興の
支援活動に取り組んでいます。
※全国の行政書士会員数(2016.10.1現在)46,773名

「墓地、埋葬等に関する法律」実務上の留意点(その2)

＜第一業務部 警察・環境部門＞

都心ビル型納骨堂への固定資産税の課税取消し訴訟

墓理法において、「納骨堂」とは「他人の委託を受けて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設」と書かれている(第2条第6項)。戦後間もなくの話である。墓がなく、新たに建てる余力もないが骨壺が手元にあるという場合に、寺の境内地の建物内に遺骨を預けることを想定しての条項と推察される。他方、地方税法第348条第2項は固定資産税を課することができないものを列挙し、3号として「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地」を、そして4号として「墓地」を掲げる。

ここで、平成27年9月29日日期の「固定資産税都市計画税賦課取消請求事件」(東京地方裁判所 平成27年(行ウ)第414号)に着目したい。

東京・赤坂見附駅徒歩2分の好立地にある搬送式納骨堂「伝燈院赤坂浄苑」に、東京都は固定資産税及び都市計画税を課した。この処分について伝燈院は審査請求するも棄却され、平成27年7月9日、東京地裁に取消訴訟を起こした。地裁判決は伝燈院の主張を「理由なし」として棄却。現在、納骨堂を運営する全国の宗教法人に波紋が広がっている。

法廷では、建物内の各部分について、地方税法第348条第2項が「原則として固定資産税を課することができない対象」として同項3号に掲げる「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地」(以下、「3号非課税部分」)に当たるのか否かが問われた。

5階の本堂、庫裏及び寺務所部分と1階寺務所部分については非課税部分に当たると認められた。

だがそれ以外の、4階客殿、3階副本堂、及び3階と2階それぞれ6つの参拝スペース(3階と地下1階にある納骨庫に保管された収蔵厨子が搬送されてくる)等については、遺骨を管理したり、日々の読経や供養が行われる場であるにもかかわらず、「3号非課税部分に当たらない」とされ、賦課処分は適法との判決となった。

判決文では、主な判決理由として次の点が挙げられていた。

①本件納骨堂の利用者は原告の檀家となることを前提としない。また、原告以外の宗旨宗派の僧侶等が主宰する儀式行事を行う場合、原告に対して施設使用料を支払うこととされ、それが例外的とはいえない割合(※3)で行われている。

※3 開苑から2年半余りの間に、納骨時に法要を行わない、もしくは他宗派の宗教者が行った割合が約1割。回忌法要を含む全体の法要の約15%が原告以外の宗旨宗派によるものだった。ただし当寺は一般的な檀家寺と異なり、都会へ出た二男等で菩提寺がない人を救済するため、金沢出身の僧侶が建てた寺である。5件に1件が直葬といわれる都市部において、9割もの人が納骨時に儀礼を行っていることは寺の努力の結果といえる。

②販売委託を受けた訴外会社が営業所を設け、無償で使用している。

③一定の販売数に満たない場合には訴外会社から保証金の預託を受ける定めがある。

④5階本堂部分には本尊が安置されているのに対し3階副本堂部分にはそれがなく、また、4階客殿部分は原告の僧侶が利用する以外にも様々な使われ方がされている。

また判決文は、地方税法が「原則として固定資産税を課することができない対象」として、3号非課税部分に続き同条同項4号で「墓地」を掲げるが、

納骨堂自体は直ちに非課税とするものとして列挙されていない、という点を指摘する。

ただし、墓埋法における「納骨堂」の定義は先述の通り、そこで入魂や回忌法要を行い墓参をする想定で定められているのではない。墓埋法第2条では「他人の委託を受けて、焼骨を収蔵する」のが納骨堂であるとされるが、争われた伝燈院はじめ昨今のビル型納骨堂は、契約者の名で永代使用権を得て焼骨を収蔵するものであるから、宗教法人が個人から「委託を受けて」預かるものではない。利用者も、イエ墓と同様の感覚で契約し、墓参する。

つまり本件は、3号非課税部分に当たるか否かを争うより、論点をずらして4号「墓地」に準ずるものであるから非課税である、として賦課処分取消を要求するのが妥当であった。「それならば墓地許可を得よ」と都が要求しそうだが、反論の余地はあろう。墓埋法第2条で、「墓地」は「墳墓」を設ける場所であり、墳墓とは「焼骨を埋蔵する（地中に埋める）」ものと規定されているので、地上に収蔵するビル型納骨堂に墓地許可は不要である。

法が現状に追いついていないのが一番の問題であるが、港区条例の納骨堂設備基準では、耐火構造や換気設置が求められ、機械式の納骨装置や駐車場の定めまであることを勘案すれば、参拝（墓参）を伴う施設を想定していることは明白だ。

判決要旨②③は、墓苑開発において他所でも通例行われていることだ。広義の公益法人たる宗教法人は特定の一社とではなく複数社と組むことが好ましいのかもしれないが、開発時点から億単位の資金が必要となる墓苑開発においては、銀行の信頼に足る大手企業が担保をしないと融資がなされない傾向にある。数代以上にわたる永続的な管理を要求され、しかも国民の誰もが必要とする墓について、行政庁が補助をすることもなく事業全般が宗教法人に任されている。

檀信徒のほとんどが町内の顔見知りで、草取りと読経をしていれば良い時代ではない。納骨堂しかも機械式となれば、その管理は宗教者の手に負えるはずもなく、大手企業が責任を持ってメンテナンスに従事しなければ、市民も安心して契約できない。利用者が求めるのは、葬られた遺骨をいつでも参拝で

きる利便性と墓所の永続性であるから、儀礼は宗教法人に、管理や葬儀の実務部分は販売委託会社というパートナーシップを、「公益に資するため必要不可欠な、業界の特殊事情」と主張することも可能であった。

行政書士は墓地の許可にも精通している。また墓地の許可や宗教法人設立に関与した仲間からの情報を得ることで、こうした業界の特殊事情についても、他士業よりは容易に聴取可能である。こうした利点を活かし、実情に沿った争点で市民の利便に資することが行政書士に期待される。

改葬業務も市民法務の核に

戦後、民法は家督相続をやめ2世代戸籍を推奨したが、墓や仏壇は切り分けることができないため、民法第897条で「慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する」と部分的に長兄相続のような形が残されてきた。戦後70年が経過しおよそ2世代が経過すると同時に、「長男だが未婚」、「男子がいない」、「子がない」という世帯が増えたことで、ようやく祭祀についても核家族中心の現状に状況が合致してきた結果が、昨今の墓じまい急増を招いている。

改葬業務はこれまでごく一部の行政書士が専門的に担ってきたが、前号で述べた遺言・任意後見契約のみならず相続に付随して墓の相談を受ける機会も今後着実に増加するであろう。市民法務を手掛ける行政書士は、この分野についても知識を蓄え、相談者の期待に応えられるようにしたい。

